被扶養者資格自己点検チャート

はい →
いいえ →

スタート

❶ そのご家族は、あなたの配偶者（内縁関係を含む）、子、孫、弟妹、直系家族の何れかにあたりますか？

❷ そのご家族は、あなたの 3 親等内の親族、内縁関係の配偶者（配偶者が死亡後も含みます）の父母及び子の何れかにあたりますか？

❸ あなたはそのご家族と「同居」していますか？

❹ あなたはそのご家族と「家計」を共にしていますか？

❺ そのご家族の年収はあなたの年収の半分未満ですか？

❻ そのご家族の年収総額（所得税の非課税分を含みます）は 130 万円未満（年齢 60 歳以上または障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者は 180 万円未満）ですか？

❼ そのご家族の生計は、あなたからの日常・継続した生活費の援助によって、「主として」維持されていますか？

❽ あなたはご自分の年収等からみて、そのご家族の生計を継続的に「主として」維持していく扶養能力をお持ちですか？
（複数の被扶養者をお持ちになっている場合も含みます）

❸ あなたはそのご家族と「同居」していますか？

❾ あなたはそのご家族の月平均収入（年収÷12）以上の金額を、毎月、きちんと送金していますか？

そのご家族の方は被扶養者資格がありません。

そのご家族の方は被扶養者資格がありません。

そのご家族の方は被扶養者資格がある可能性があります。

異動届と認定のための添付書類を用意し、事業所の健保事務担当部署経由で健保組合に申請してください。
健保組合では「認定基準」に基づき、扶養事実の有無、生計の実態、社会通念等を総合的に勘案して判断します。